|  |
| --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書  　私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。  　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。  １　私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。  　(１)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  　(２)　本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  　(３)　本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分にかかる行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ２　１の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。    年　　月　　日  神　戸　市　長　　宛  　　　　　　　　　　　　　　　申請者  　　　　　　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　（自署） |